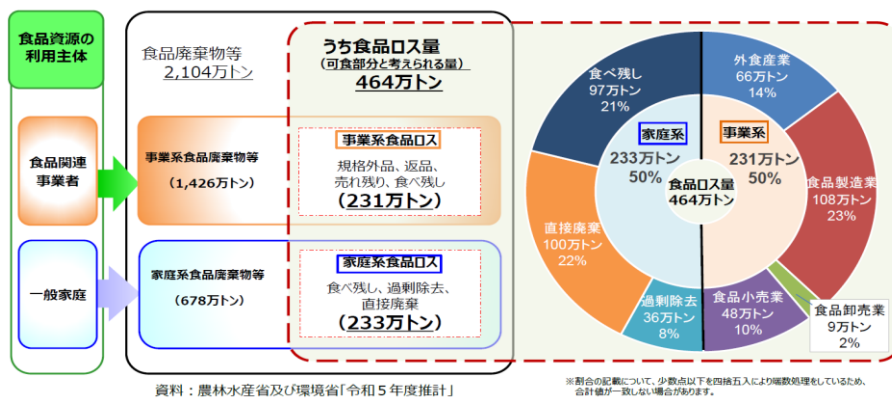


食品廃棄物・食品ロスの発生量と発生要因

1. 食品廃棄と食品ロスの発生状況

2023 年度推計によると、食品廃棄物の総量は 2,104 万 t で、そのうち事業系食品廃棄物が 1,426 万 t で家庭系食品廃棄物が 678 万 t である(図1)。食品廃棄物のうち可食部分と考えられる食品ロスは、事業系食品廃棄物で 231 万 t、家庭系で 233 万 t の合計 464 万 t である¹⁾。

図1 食品廃棄物の再利用状況(2023年度(令和5年度)推計)



資料：消費者庁「食品ロス削減関係資料集(令和8年1月14日版)」、6ページ

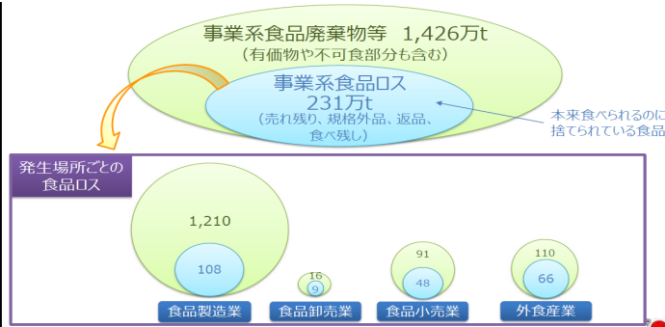
なお、事業系食品ロス 231 万 t のうち食品製造業が 108 万 t (食品ロス全体の 23%)、外食産業が 66 万 t (同 14%)、食品小売業が 48 万 t (同 10%)、食品卸売業が 9 万 t (同 2%) を排出している。他方、家庭系食品ロスを見ると、直接廃棄(未開封の食品が食べずに捨てられる)が 100 万 t (食品ロス全体の 22%)、食べ残しが 97 万 t (同 21%)、過剰除去(剥きすぎるなど、食べられる部分が捨てられる)が 36 万 t (同 8%) となっている。

事業系食品廃棄物 1,426 万 t のうち、食品製造業が 1,210 万 t と圧倒的な比重を占めている

¹ 事業系廃棄物については農林水産省が推計を行っている。1. 農林水産省が、食品リサイクル法に基づき行っている定期報告及び統計調査の結果により、食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量を試算している。2. 定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を、1で試算された食品廃棄物等の年間発生量に乗じることで可食部(食品ロス)の量を推計している。家庭系廃棄物については環境省が推計している。1. 環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果に基づき、家庭から発生する食品ロス量を試算。2. 食品ロスの発生量を把握していない市区町村については、1の結果を基に算出した食品ロス量の食品廃棄物に対する割合の平均を食品廃棄物量に乗じて食品ロス量を推計。3. 1と2を合計して食品ロス量を推計。農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」、11 ページを参照。

が、食品ロスは前述のように 108 万 t と 9% 程度である(図2)。対照的に、外食産業の場合は食品廃棄物 110 万 t のうちの 66 万 t が食品ロスであり、外食産業の食品廃棄物に占める比率は 60% に達する。食品小売業の場合も食品廃棄物 91 万 t のうち半分程度の 48 万 t を食品ロスが占めており、やはりその比率は高い。

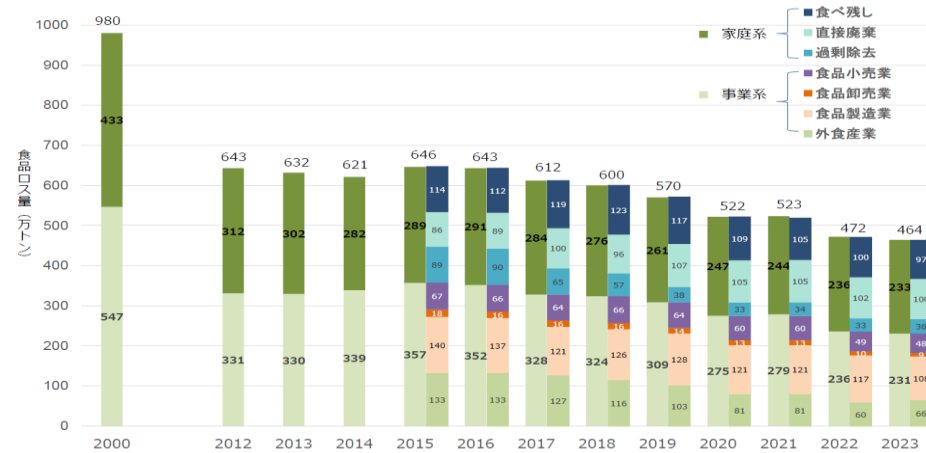
図2 事業系食品廃棄物等と食品ロスの発生量(2023 年度(令和 5 年推計))



資料:農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和 7 年 11 月時点版>」、8 ページ

食品ロスは減少傾向にある(図3)。2000 年度には食品ロス量は 980 万 t に達していたが、2015 年度には 646 万 t まで減少し、その後も減少は続き 2023 年度に 464 万 t まで削減されている。特に減少が著しいのが事業系食品ロスで、2000 年度の 547 万 t から 2015 年度には 357 万 t、2013 年度には 231 万 t にまで減少している。他方、家庭系食品ロス量は、2000 年度の 433 万 t から 2015 年度に 289 万 t、2023 年度 233 万 t までに減少しているが、事業系食品ロスと比較して削減量が少ない。

図3 食品ロス量の推移



資料:消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」<令和8年1月14日版>、24 ページ

2015 年度から 2023 年度までの事業系及び家庭系の内訳の推移を見ると、事業系では外食

産業の減少が著しく、2015 年度の 133 万 t から 2023 年度には 66 万 t まで半減している。2020 年度以降の減少が大きいことから、コロナ禍の影響が減少の要因として考えられる。食品製造業も 2015 年度の 140 万 t から 2023 年度には 108 万 t にまで削減しているが、食品小売業の食品ロス量は 2015 年度の 67 万 t から 48 万 t までの減少にとどまっている。

家庭系食品ロスは、2015 年度の 289 万 t から 2023 年度には 233 万 t に減少しているが、過剰除去が同期間に 89 万 t から 36 万 t まで半減以下に大きく減少したが、直接廃棄は逆に 86 万 t から 100 万 t に増加しているために、家庭系食品ロス量の減少が事業系食品と比較して小幅にとどまっている。

2. 事業系食品廃物の再利用

令和5年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量(推計値)は、14,263 千tとなり、前年度より 983 千t減少した。これを業種別にみると、食品製造業が 12,098 千tと最も多く、次いで外食産業が 1,095 千t、食品小売業 が 914 千t、食品卸売業が 156 千tの順となっており、前年度と比較して食品製造業は約8%、食品卸売業は 約9%、食品小売業は約2%減少、外食産業は約11%増加した。

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量			
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	%	%
食品産業計	14,263	10,356	420	1,504	216	1,766	5,181	90	0
食品製造業	12,098	9,735	418	1,488	186	271	4,331	97	95
食品卸売業	156	72	3	3	9	70	44	61	75
食品小売業	914	374	0	7	16	517	518	63	65
外食産業	1,095	175	0	5	6	908	288	34	50

- 注：1 令和5年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実施調査(令和4年度)」(農林水産省)を用いて推計したものである。
2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
3 表中に用いた記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの(例：400 t → 0 千 t)

資料：農林水産省「令和 5 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率(推計値)」、

2 ページ

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が 10,356 千t (73%)と最も多 く、次いで廃棄物としての処分量が 1,766 千t(12%)、減量した量が 1,504 千t(11%)、熱回収の実施量 が420 千t(3%)、再生利用以外が 216 千t(2%)の順となっている。再生利用等実施率については、令和7年3月に公表した基本方針において、令和 11 年度までに業種全体で 食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 65%、外食産業は 50%を達成するよう目標を設定している。

令和5年度は、食品製造業は前年度と変わらず、食品卸売業は前年度比-1%、食品小売業は

前年度比+ 2%、外食産業は前年度比+2%となっている。引き続き、業種全体での目標達成に向けた取組を進める必要である。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が 7,861 千t(76%)と最も多く、次いで肥料が 1,530 千t(15%)、メタンが 471 千t(5%)、油脂及び油脂製品が 395 千t(4%)、きのこと類の栽培のために使用される固形状の培地が 41 千t、炭化して製造される燃料及び還元剤が 35 千t、エタノールが 23 千tの順となっている。

○ 令和5年度推計値

※ 各項目の上段（ ）内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の合計に占める割合である。

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこと類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t
食品産業計	10,356	1,530	7,861	41	471	395	35	23
食品製造業	9,735	1,354	7,652	41	406	251	29	2
食品卸売業	72	28	21	1	10	12	0	0
食品小売業	374	107	134	0	48	79	6	0
外食産業	175	41	54	0	7	52	0	20

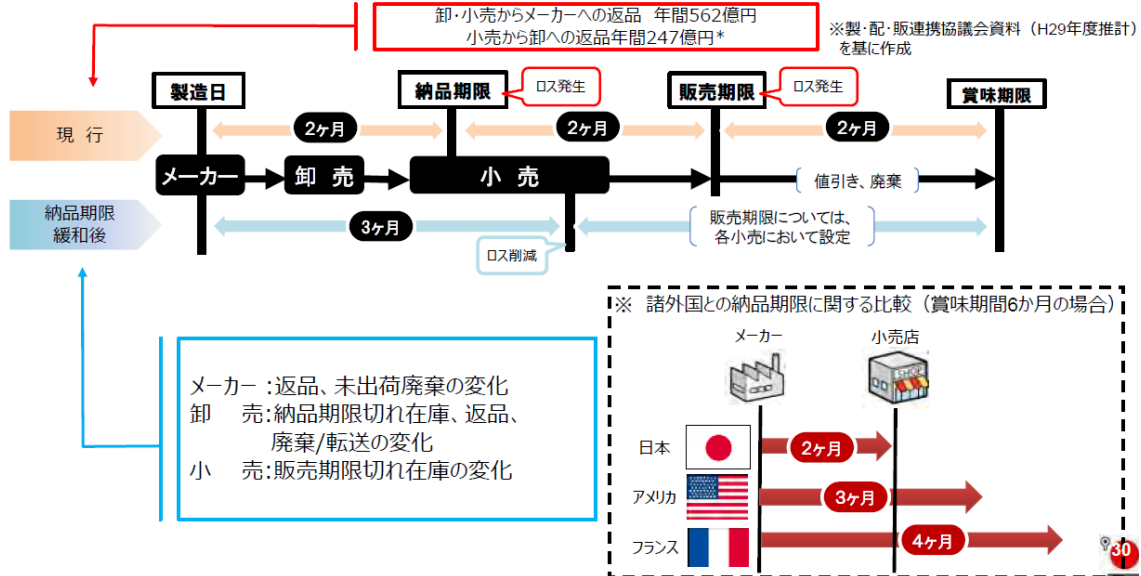
注：1 令和5年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査（令和4年度）」（農林水産省）を用いて推計したものである。
2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
3 表中に用いた記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：400 t→0千 t）
「-」：事実のないもの

資料：農林水産省「令和 5 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）」、

2. 食品ロスの要因

(1) 1/3 ルール

※ 賞味期間 6 ヶ月の例



「3分の1ルール」とは、食品メーカーや卸売業者と、その食品を実際に販売するスーパーや百貨店などの小売店の間で決められた商習慣のこと。食品が製造された日から賞味期限までの全期間のうち、3分の1の期間以内(残り期間3分の2以上)に小売店舗に納品するという慣例だ。

法律ではなく、食品メーカーや卸売業者と、その食品を実際に販売するスーパーや百貨店などの小売店の間で決められた商習慣になります。

食品が製造された日から、その食品の賞味期限までの期間をきっちり 3 等分し、

- 最初の 3 分の 1 の期間に、卸売業者は小売店納品しなければならない「納品期限」
- 次の 3 分の 1 の期間は、小売店が商品を店頭に並べておいてもよい「販売期限」
- 最後の 3 分の 1 は消費者がその食品をおいしく食べれる期間の「賞味期限」

と 3 つの期限が定められています。

例えば、製造日から数えて 6 ヶ月先が賞味期限の食品の場合、最初の 2 ヶ月以内に卸業者は小売店に納品しなければなりません。

しかし 1 日でも過ぎてしまうと、賞味期限まで多くの日数を残しているにもかかわらず、小売店から卸売業者を通して食品メーカーに返品されてしまう。返品された食品は、ディスカウントストア(ドンキ・ホーテなど)に回されることもあります。その多くは廃棄されています。

小売店は、その次の 2 ヶ月間だけ店頭に商品を並べることが許されるということです。

公取委は、小売業者らが食品メーカーなどと協議しないまま、3分の1ルールを守るように一方的に通告することは優越的地位の乱用として独禁法違反になる恐れがあると指摘した。台風などの災害の影響で食品メーカーが納期を守れなかった場合に、小売業者らが一方的に商品の受け

取りを拒否することもあるといい、こうした行為も同様に独禁法違反にあたる恐れがあるとした。

発注から納品までの期間が短い場合があることへの不満も強く、調査では「特売日の前日に（小売業者の）発注数量が確定し、翌日には納品しなければならない」といった声も上がった。公取委は、小売業者らが短期間での納品を求め、食品メーカー側のコスト負担が増えたにもかかわらず、納品価格を一方的に据え置くことなども独禁法違反にあたる恐れがあるとしている。

公取委によると、3分の1ルール of 納品期限を過ぎた食品は、まだ食べられるにもかかわらず、食品メーカーに返品され、廃棄されることもあるという。公取委は報告書を食品業界に周知し、問題のある商慣行を改善することで食品ロスの削減につなげる考えだ。

アメリカの納品期限は「2 分の 1」、欧州では「3 分の 2」が一般的であり、日本は特に見直しを急ぐべきだと言えるでしょう。